The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	師説自見集と了俊相伝定家歌論書
Author(s)	田中, 裕
Citation	語文. 1958, 20, p. 40-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68521
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

師説自見集と了俊相伝定家歌論書

田中　裕

嘗て私は愚秘抄・三五記など、いはゆる定家仮託書の性質・成立を考へたことがあるが、[注一] 仮託書に対する冷泉派の関係を明らかにしようといふことも、その時一つの課題であつた。その資料として今川了俊の著作も使用したのであるが、家の文書や師説に対する彼の異常なまでの厳格さは極めて印象的であつた。了俊はその後もさうした課題と共に私の中にある。おもふに彼の伝へる家説は厳密に冷泉為秀にまで遡らせうるのであらう。もしその伝へる家説の中にいかゞはしい点があるとすれば、それは彼の作為ではなくて、すでに為秀の伝授の内容そのものゝ中に胚胎してゐるのではないかとさへ思はれる。

しかしかういふ厳格さも了俊までであつて、彼以後になると、だいいち正徹にしても文書の真偽の鑑別が俄かにあいまいとなり、師説の代りに自見が優越してくる。これは単に文書の真純性に対する意識の衰退とか、鑑別の能力の低下とか、あるいは真偽の伝承が弱まつてきたなどといふ理由にだけ帰せられるものではなく、むしろよかれあしかれこの種の文書問題をそれまで支配してゐた家乃至家説の意識そのものゝ衰退に伴ふ一現象と考へるのが適切であらうと思はれる。

いつたい冷泉派はみだりに仮託書制作の責めを受けるべきものではなく、却つて伝承も正しく、真偽や来歴の意識も厳しかつたのが同派であつたといはなければならないが、しかし正徹や心敬においてすでに家の権威の失墜した時、同派における文書伝承の正しさも同時にその権威を失墜したと思はれる。彼らが家の代りに絶対的な権威を賦与したのはいふまでもなく定家であるが、それは家の祖としての、その意味での歴史的な定家ではなくて、一の巨大な意味としての定家であつたといつてよい。かういふ主観的な時期の出現によつて文書の真純性に対する関心は少くとも冷泉派において冷却したことは否めない。

以上の点で、了俊とそれ以後との間には一つの時期区分が考へられてよい。一般的にいへば、これもあの応永期を時代区分論的に特色づける現象の一つといふことになるかもしれない。本稿はかういふ了俊論を考へようとする途上での、一つの基礎的な調査報告であつて、その著作の一つ、師説自見集と了俊に相伝された定家歌論書との関係を考察しようとするのである。

一　六帖本師説自見集

師説自見集は普通、続群書類従に収められた上下二巻のものが知られてゐるが、これと分量・性質の著しく異る系統の本に、天理図書館、上野国会図書館蔵の両本がある。この両本によれば未詳とされてゐる本書の成立年も分るばかりでなく、いくつか興味深い差異が見出されるので、まづこの両本を続類従本と比較しつゝ解説することから始めようと思ふ。

天理・上野の両本は、前者が片仮名、後者平仮名を用ひてはゐるが、共に六巻六帖から成る上、一行の字数、字配り、漢字の傍訓、朱点等に至るまで書写状態が酷似してゐるので、一方が他方の転写ではないかと思はれる程である。奥書には共に寛永四年三月の書写とある。上野本は桂宮本と思はれる摺模様（菊ほか二種の花の繋ぎ唐草）の表紙をもち、たとへば図書寮蔵の桂宮本の一つ、了俊「道行触」のそれとは紙の地色は異るが同じである。また題簽の文字も霊元天皇宸筆といはれるそれと同筆のやうに思はれる。天理本は、題簽はすべて一筆であるが、本文は前三帖と後の三帖とで筆致を異にする。しかし共に近世の筆で、寛永四年の奥書が直ちにその書写の日附をさすかどうかは別としても、その頃のものとみて差支ないやうである。両本を専らその誤写の状態から推すと、天理本がよりよく原本の姿を伝へるやうで、もし一方が他方の写しとすれば、上野本が天理本を、であつてその逆ではないであらう。それにしても両本の本文は酷似してをり、少くとも以下本稿の関説する範囲ではその異同を論ずる必要を認めないので、両者を一括して仮りに「六帖本」とよび、これを続群書類従本と対置しようと思ふ。

まづ叙述の便宜上、続類従本の内容を示すと、上巻は、㈠「やまと歌は心よりおこりて」で始まり、和歌十体の名とその例歌とで終る歌論的部分が第一段を成してゐるが、次いで㈡「古歌に心得ぬ様なる詞等、又は師説の条々、只今心にうかぶ斗註付事、今も用可詠こと葉斗を註也」とことわつて歌語を列挙した一段がつゞく。これは上巻目録にいふ「歌言少々　源氏言少々」に当るであらう。次に㈢「鳥類」から「鳥」（目録では順序異つて「鶏少々」）まで、鳥名を挙げてその注解を施した部分があり、次いで㈣「千鳥」から「魚梁」に至る三二項目について証歌とその注解とを附した部分がある。下巻は、㈤「神祇」に始まつて「沓」に終る九〇項目（目録では八六項目）を収めてゐるが、これは上巻の末段㈣と一連のもので証歌とその注解とを収めてゐる。そして最後に、㈥「三代集説等は口伝する事なれば無左右註がたし」に始まる一文が附いてゐる。

以上を六帖本と比較すると、六帖本の巻一は前掲上巻のすべてを含み、更に下巻の中「神祇」から「長」（目録では順序異つて「山がつ」）に至る二八項目（目録では二四項目）をも合はせてゐる。巻二は続類従本に全く見えない部分で、「水鳥」以下「枕」（目録では順序異つて「笛」）までの八八項目を載せ、証歌とその注解に関はることは同じである。巻三は、右の「長」につゞく諸項目即ち「賤人」以下「沓」に至る部分並びに結びの一文㈥を含んでをり、更にその後に「光源氏巻々注少々」とある一段をもつ。目録では「沓」の次に新たに「源氏詞少々」とあるのがそれに該当するが、この一段はやはり続類従本に全く欠く。この「光源氏巻々注少々」は巻三のみならず、以下巻四・五・六にわたつた源氏物語全巻の語釈・注記で、すべて続類従本には見えない。各巻について内訳を示

すと、巻三は桐壺・帚木（中川の邸にゆくまで）。巻四は帚木のつゞきから松風まで。巻五は薄雲から竹河まで。巻六は宇治十帖で、橋姫から夢浮橋に至つてゐる。そして次に「抑青表紙本と申正本」に始まる一文があつて、河内本に比べて青表紙本の文章の優ることを宣揚し、更に説については両本間に大差はなく、あるとすれば紫明抄などの才覚にすぎないといひ、奥入が証歌について屢々未勘と注してゐることに注目してゐる。そして終りにこの未勘とした個所一六を抜き出してこれに従うべしとする。[注二]

こゝで注意されるのは、この巻六が即ち図書寮蔵加持井本の「源氏六帖抄」に該当することである。この書については池田亀鑑博士はじめ種々紹介されてをり、[注三]「図書寮典籍解題文学篇」は特に詳しい。「源氏六帖抄」は仮題であり、その残欠であることは惜しまれてきたが、いまその全貌は明らかであるといつてよい。

この巻六、従つてまた源氏六帖抄の奥には、「此六帖依所望或人集（重）テ自書之。今八十三歳之老筆也。仍文字形不分明哉。後見人々可被直付字（乎）。応永十五年五月日　松（椙）月徳翁在印判」の識語がある。《文中（　）内の文字は、右の図書寮典籍解題所収の源氏六帖抄奥書における異同を示したものであるが、すべて六帖抄に従ふべきであらう。特に「集」と「重」との異同は成立事情に関係してくるが、やはり「重」を採るべきかと思ふ》。従つて六帖本師説自見集は少くとも応永十五年五月には成立してゐるのである

以上が六帖本の大概である。本書は続類従本師説自見集と源氏六帖抄とを合はせたものゝ上に、更に若干の歌詞・少からぬ源氏詞を含んだ著作であつた。

二　師説自見集と八雲御抄・夫木和歌抄

さて源氏六帖抄が六帖本師説自見集の一部であつたと同様に、続類従本師説自見集もまた本来、その一部にすぎなかつたのであらうか。

いかにも続類従本は六帖本の巻一・巻三の中に包摂せられてゐる。しかも殆んど完全に包摂されてゐるのであつて、両者の間には目録・本文のすべてにわたつて見るべき字句の異同がない。そして巻一の奥には「師説自見集第一　六帖之内　了俊在判（并印判）」とあり、巻三の奥にも「師説自見集巻第三　六帖之内　了俊在判」とあつて、明瞭に六帖の中の一部に属することが示されてゐる。しかし一方、続類従本下巻の奥を見ると、「自冷泉家年来相伝申所書集候畢。又自見之分彼是取合。号師説自見集。更他のためにあらず。了俊花押」の識語があり、つゞいて「寛正五月三月廿九日。今河徳翁之以自筆本、不替一字令書写訖。」といふ橘豊文[注四]の奥書もあつて、これはこれとしてまた師説自見集の一形態であることを示すとも見えるのである。そればかりでなく、前述のやうに続類従本下巻の内容が六帖本では巻一と巻三とに分けられ、その間に巻二として前者にない内容が挿入されてゐる状態を検討すると、前者は単に六帖本の一部なのではなくて、むしろ前者を基にして増補・再編されたのが六帖本である、と見なければならないやうである。これを証明するのが本書と夫木和歌抄との関係であらう。

しかも丁度よいついでに行き会つたので、こゝで夫木抄のみならず、汎く本書に影響を与へてゐる諸他の文献との関係を順次に（前に番号をつけて要約しておいた続類従本の段落に従つて）記述して

ゆきたい。

まづ上巻のはじめ、㈠の歌論的部分における諸文献、特に定家歌論書との関係は、そもそも本稿の主題の一半に当るので後(第三節)に詳しく考へる。次に、目録に「歌言少々　源氏言少々」とある㈡の部分であるが、こゝに列挙されてゐる語詞は二つばかりを除いてすべて八雲御抄巻四言語部の世俗言・由緒言・料簡言に含まれてをり、配列の順序も一個所を除いて御抄と一致する。たゞその注解の部分について若干の増減が見られるのみである。㈢の鳥名に関する部分はやはり御抄巻三枝葉部の鳥部に拠つてをり、配列の順序も一致する。そして以下㈣・㈤のすべて、即ち続類従本の過半を占める部分が前述の夫木抄に拠る部分なのである。[注五]

さて夫木抄との関係であるが、㈣の冒頭「千鳥」は夫木抄巻一七冒頭の標目で、これ一つは孤立してゐるが、次の「枕」から「沓」までの各標目は、同抄の各分類標目と一定の関係において、完全に配列の順序が一致する。詳しくいへば、上巻の中「枕」から「標」までの順序は同抄巻三二の終り方に見える該当標目の順序と同じであり、次いで「衣」から上巻末の「魚梁」までの順序は同抄巻三三のそれと一致する。次に下巻冒頭の「神祇」・「寺」の二標目は同抄巻三四に見える初め終りの二標目に当り、「帝王」(目録には「王」とある)から「陵園妾」までは同抄巻三五と一致する。次に「七夜」から「述懐」までは同抄巻三六と一致する(たゞし「七夜」は同抄では「賀」中の小項目に当つてゐる)。そして流布本夫木抄はこの巻三六の「述懐」で完結してゐる(池上禎造氏蔵夫木抄はこの後に更に恋部が附いてゐるが、師説自見集はこれと関はらない)。続類従本では「述懐」の次に、「鶴」から「鶏」までの鳥に関する標目が並んでゐるが、これらは夫木抄では前に遡つて巻二七の初めにこのまゝの順序で在る。次いで「国」から「田家」までは同抄巻三〇と一致し、次いで「郡」から「籬」までは同抄巻三一に、次いで「御調」から最後の「沓」までは再び同抄巻三二に回帰して、その初めの部分と一致する。標目の関係は以上の通りであるが、各標目中に含まれてゐる証歌も僅かを除いて、それぞれ夫木抄から抄出されてをり、配列の順序も殆んど完全に一致する。[注六]

このやうに続類従本と夫木抄との間には一定の整然たる影響関係が見られるが、一方六帖本となるとこの関係は中断され、かつ混乱してくるのである。即ち続類従本下巻に一連のものとして並んでゐた「長」・「賤人」の二標目を、六帖本は打切つてその前後を巻一と巻三とに分冊し、その間に新しく巻二を挿入してゐることは前述の通りであるが、これを夫木抄との関係でいへば、同抄巻三五は右の二標目の間で中断され、しかもその間に巻二を構成する同抄の他巻のいくつかゞ介在することになつてゐる。詳しくいへば、巻二は「水鳥」から「枕」までの標目を含んでゐるが、その中「水鳥」から「鷹」までの各標目を夫木抄について見ると、それは前掲の同抄巻一七「千鳥」を承けて同抄巻一八につゞく七標目に一致し、次の「鴛」から「柳」までは同抄巻二から巻三「柳」までに、次の「年内立春」から「賭射」までは同抄巻一に一致する。次に「早蕨」から「燕」までは同抄巻三の前掲「柳」につゞく諸標目に一致する。その次には「扇」・「なでしこ」等の語詞が挿入されてゐるが、これは同抄巻九に含まれてゐる。次に「草」から「夕影草」までの植物に関する標目は、大部分が同抄巻二八に該当する。しかしその標目の配列の順序は著しく異る上、まゝ同抄巻六・巻一五中の植物さ

へも混入してゐる。最後に「杖」から「枕」に至る標目は前掲の同抄巻三二の初め方の「沓」と終り方の「枕」との間に介在する部分なのである。

以上のやうに見てくると、巻二もやはり夫木抄によつて編まれたものではあるが、しかし両者の標目の関係は巻一・巻三の場合に比べて著しく自由で混乱してゐることが分る。（たゞし各標目中の証歌の配列の順序はやはり両者殆んど一致する。）しかも巻一・巻三は本来、夫木抄通りの一連の標目であつた筈であるが、巻二の挿入によつて任意に中断されたといふことができよう。おもふに巻二は新しく追加された巻であり、反対に巻一・巻三を夫木抄通りに正しく接続させてゐる続類従本の形は、師説自見集の最初の形態であつたと見なしてもよいであらう。

巻三の末に附いてゐる「光源氏巻々注少々」（目録では「源氏詞少々」）は、それ以下の三巻の内容と幷せて、やはり巻二と同様に新しく増補されたものであらう。そもそも「源氏言」の標目は、六帖本巻一の目録にも続類従本のそれと同様に置かれてゐるから、巻三の末に新たに「源氏詞」を附けることは重複といつてよい。しかし前の「源氏言」は実際は目録上の名のみで、本文では「歌言」の中にまゝ交つてゐる程度にすぎないので、新しく一段を設けて徹底的に増補する必要を認めたのかと思ふ。かくて六帖本は、歌言を中心とする続類従本の形態から発展して、新たに源氏言をはじめ歌言をも増補し、前者に倍増する再撰本として成立したものといはなければならない。

さてこの四巻にまたがる「光源氏巻々注」は何に拠つたのであらうか。これについては巻六の冒頭に、「号源氏之雑説抄物、先年集キ。其後又源氏之説等取合書之。今此草子等以彼本書之乎」とあるので明らかであるが、こゝに「源氏之雑説抄物」とよばれてゐる一書は、巻六の末に「先年号源氏雑抄物ヲ愚老書タリシハ聞得ニ任タリキ。不足（「足」は源氏六帖抄による）信用事也」とある「源氏雑抄物」と同じであらう。恐らく了俊にはこの書を基にして更に諸説を取合はせ増補した著作があり、それが六帖本の「光源氏巻々注」の基礎になつてゐることを、右の文言は語るやうに思はれる。

既述の通り本書の源氏注釈は、「今ハ世ニ絶タル」青表紙本を宣揚し、定家説を重んずる態度を示してゐるが、しかし和歌における程定家説に傾倒しようとは考えず、河内説ことに紫明抄を最も多く引用してゐる。この点は当時の源氏学界一般の傾向から自由でありえなかつたのであらう。「私云」と記した条がいはゆる自見であらう。その中には子孫のためにあへて一説を立てるといつた言葉も見えるが（若紫の条）、「愚身説ハ道辻市等ノ聞書也」（榊の条）ともいつてをり、師説以外の当時の説を踏まへた点が少くないらしい。「師説」とあるのは誰のか、明らかでない。良基なども想定されるが、とにかく単なる注釈家ではなくて作歌のために源氏を読むことを教へた人であつたらしく、やはり本書の他の部分と同様に為秀の説とみてよい。この源氏注釈の部分は、まだ多くを知られてゐない了俊の源氏学の研究のために豊富な資料を提供すると思ふが、本稿ではこれ以上関説することはできない。

このやうに六帖本と他の文献との関係を検討してくると、光源氏巻々注を除いた部分が、全面的に八雲御抄と夫木抄とに依拠してゐることは明瞭である。これは何故であらうか。しかし了俊の著作中この両者に典拠を求めるものは独り本書ばかりではなかつた。八雲

御抄についていへば、二言抄（「歌詞」として列挙した中に含まれる）・言塵集（第二「古言事」・第三前半）・了俊日記（「古歌の詞言」）などがこれに拠つてをり、夫木抄についていへば、やはり二言抄の「珍らしく見及候古歌」として列挙された歌五九首中三八首が同抄の抄出で、配列の順序も殆んどそのまゝであり、言塵集第一や第五（「水鳥」まで）もさうである。更に了俊日記に「世俗言、只詞をよめる証歌」として挙げた中、前七〇首は同抄巻三六「言語」から殆んどその配列の順序のまゝ抄出されたものであり、残りの五首も巻こそ違へ、同抄中のものである。そしてこれらの著作においては、この両書に拠つた理由も十分説明されてゐるのである。即ち了俊は、歌言は三代集を出づべからずとする二条派的見解に対して古人の必ずしも然らぬことを述べ、「すでに詠出るはみな歌言と申べき哉らん」（了俊日記）と考へたのであるが、この証として示したのが八雲御抄の世俗言以下の語詞であるし、更に近頃の歌仙たちも世俗言を用ひてゐることを実証しようとしたのが夫木抄の歌なのである。

夫木抄の撰者藤原長清は冷泉為相の門弟であるが、この歌集は為相の撰ずべき勅撰集の資料として編まれたとみる浜口博章氏[注七]の説もある。とにかくこれは、同派の自由で進取的な傾向を最もよくうかゞはせる資料といつてよい。夫木抄の名は了俊の著作中には見えないが、事実としてこれ程までこの集に傾倒し、利用してゐることは彼の立場・関係[注八]からみて肯はれもするが、やはり大いに注目すべきことゝいはなければならない。

三　師説自見集と了俊相伝本

こゝで愈々前節のはじめに保留しておいた師説自見集の㈠歌論的部分にもどり、そこに引かれてゐる諸文献主として定家歌論書との関係や師説について考察しよう。（六帖本との間に殆んど本文の異同はないので、以下引用は便宜上、続類従本による）

はじめに序ともいふべき一文があるが、その冒頭「『やまと歌は心よりおこりてみづからさとる』といへ共」とある部分は近代秀歌の引用であるが、言塵集第一序には同じ文言を引いて「是師説也」とあるから、直接には為秀説と見てよい。次いで、「さるは『古歌を師とす』ともいふめれば」以下「万葉集・古今・後撰・拾遺・又は三十六人の家集などによめる歌の言を歌言と申にや」までは詠歌大概を念頭に置くと見られる。次に、「『古集の中に今は耳遠なる詞をば学ぶべからず』と歌の先達ことにいましめられたれば」とある文言は、六帖本では頭に「古集ト万葉ヲ申也」の注記をもつが、この引用句は了俊日記に「古歌の詞なればとて万葉の歌の中にみゝどを成言をよまむこと不可然とぞ定家卿もいましめ給める」とも見え原拠は愚見抄である。次に、「いかなる達者堪能の人も、我歌の是非を分明に知事は大事といへり。（中略）問合て其道理に任て我歌を直すを為古実云り」とあるのは、弁要抄に同じ趣旨の一文を示して「此事師説也」とあるのを見れば為秀説である。

次に本文の第一条、替詞のことは弁要抄・落書露顕にも見えるが前者によれば為秀の庭訓であつたことが分る。第二条は、それが師説であることをはつきり記してゐる。更に文中「定家卿の抄物に云『歌読の号のあらん人の一首にても比興の事仕ぬれば、宜き歌など

をのづから仕出たれども誰にあつらへけるぞなどと云はるゝは無念の事也』と書れたり」とあるのは詠歌一体（広本）の冒頭近くの文言に拠る。弁要抄（後述の同書中の引用書参照）によれば、了俊は詠歌一体を為家の作と承知してはゐたと思ふが、内容は定家口伝と解してゐたらしく、それは他にも証がある。[注九] また文中「西行抄」を引いてゐるのは「西行上人談抄」のことであるが、これについてはまた後述する。第三・四条は「可案と也」・「と云り」などの表記を見ると、これも庭訓であるらしい。第五条は和歌十体に関するものであるが、はじめに「此内にいづれの体にてもあれ、我学得ぬべき一体に先もとづきて詠習て、残の九のすがたをも次第々々に読習ふべしと云り」とあるのは毎月抄にも近いが、言塵集第一序に「為相卿の教とて為秀卿の仰せられしは」として引く文言と同様なので事情は明らかである。最後に「昔より今に至まで、必しも師の風体に弟子の歌不似、父の歌様に子の詠歌不似、是則みづから得たるにしたがふがゆへなりと云々」とあるのは、二言抄に見える同様の文言に徴して直接には為秀から承けた為相説であつたことが知られるそして次に、「十体とは」と標示して、いはゆる和歌十体の各名目とその証歌とが掲出されてゐるのである。

叙上の如く引用文献としては、近代秀歌・詠歌大概・愚見抄・詠歌一体・西行上人談抄・（毎月抄）・和歌十体が数へられるが、前掲の近代秀歌の引用句の場合から推せば、了俊は右の中なほ若干の文献を直接には為秀説として受取つてゐたのではないかと考へられる。言ひ換へればそれらを為秀から相伝してゐたのではないかといふことである。これを裏書する資料が、京大図書館蔵平松家旧蔵本「西行上人談抄」一冊である。

これは書写の日附はないが近世の写で、目次に「西公談抄、詠歌大概、[注一〇] 十体同、和歌秘々同、草子書様同、文字仕同」とある（「同」は定家卿作の意であるらしい）やうに、この六種の文書を合綴してゐる。そして奥に、

「右六ケ之説了俊相伝之処、数奇之御志深重奉感之間、無是非うつさせ申し候。相構々雖御子孫無数奇人々に不可有御伝候。当時此道有名無実候へども、両神御加護之上者松葉ちりうせぬ事に哉。

応永十二年十二月　日　　満八十徳翁了俊判」

の識語をもち、宛名は「尊明殿」となつてゐる。次に一首があつて「此一帖正清相伝畢」とあり、更に一首があつて、奥に「正広」の署名がある。この奥書は、応永十二年に了俊八十才のことといひ、尊明とあることといひ、彼の他の著作[注一一]に徴して信じられる。従つて少くともこの年までに了俊は以上六種の文書を相伝してゐたことを知るのである。

しかしそればかりでなく、右の中西行上人談抄、和歌秘々、草子書様・文字仕等はまた別にそれぞれの奥書をもつ。まづ西行上人談抄のそれは日本歌学大系第二巻所収の神宮文庫本に最も近く、「西行上人和歌弟子蓮阿云々」、「西行上人和歌弟子満良神主云々」などとあつて次に「此抄物不慮云々」といふ藤為基の識語があり、次いで「元亨第三之暦云々」、最後に「此一帖了俊相伝了判」といふ了俊の奥書がある。恐らくこの為基は法名玄誓、[注一二] 彼には歌の師分にも当る人のことかと思ふが、本書はその為基から相伝したかと見える。「和歌秘々」は内題「秘々抄」とあるが、詳しくは後（第四節）に譲る。たゞその奥書は（後で再び参照する）、

「此一帖先年為秀卿筆同奥書相伝了。於鎮西紛失之間、或人之（「人之」は「令」とも）以本書移処也。少々相違事等在之歟。以家本可書改也。

応永八年十月　日　　了俊判」（□内の文字は判読）

とあり、当時すでに了俊は本書を為秀から相伝し了へてゐたことが知られる。最後に、草子書様・文字仕は両者合はせて、いはゆる下官集に該当するが、その奥には、「如此事共皆於九州紛失之間、以散本書之。毎度任本了。　了俊判」とある。

右の平松家本所収のもの以外で師説自見集に引かれてゐたのは、愚見抄・詠歌一体・（毎月抄）であるが、これらはいづれも弁要抄の「和歌の抄物の事」の条に、「詠歌の姿・心仕等をこまかに教へられたる事は只俊成卿・定家・為家卿ばかり也。是を朝夕心を静て可披見也。和歌秘々・詠歌の一体・愚見抄・詠歌大概・古来風体・毎月抄等也。古今集の歌以下の説は、多分顕注密勘に見えたり」とある中に見える。弁要抄は了俊が一子に与へた庭訓の文書であるから、右の書目はすべて冷泉家所伝の最も規範的な、従つてまた必読のものであつたと推定してよい。

それにしてもこれらの必読書は、了俊にとつてどのやうな関係をもつのであらうか。了俊歌学書にいふ、「殊更和歌の道は、たしかの無口伝てはいかなる秘抄を持たりとも其人の申説は立まじき事也。（中略）されば古今の説も伝受ときゝ書等のちり文書は立所の以外にかはるべき事也。当時昔の秘事の抄物等尋得てさいかくはくともがらと本所の庭訓うかゞひたる人の説とは同物にて可替也。其ゆへは、我等も如形師説うかゞひたる事は、前うたがひのせられざるゆへに道ひろき也。無相伝のちり文書は所持したれども、まことに人の尋にはうたがはしき間、さは〳〵とは申明がたき也」と。かう豪語するからには、前引の弁要抄所載書目、従つて詠歌一体・愚見抄・毎月抄も恐らくは了俊が口伝を受けた秘抄であつたと考へて差支ないであらう。口伝とは文書の伝授と同時に、それについて一定の講釈をも授けることであらう。師説自見集所引の近代秀歌の文言について、「是師説也」と了俊の語つてゐることは前に述べたが、これは彼が、平松家本秘々抄の奥書にいはゆる為秀自筆本を彼から受けた時、并せて同書に関する為秀の講釈をも相伝されたことを示す証拠であるかもしれない。かういふ場合、定家説はまたそれを祖述する為秀の説ともいはなければならないからである。さうして師説自見集所引の前掲文書のすべてがまさに同じ事情にあつたと、今はいふことができるであらう。

さて歌論的部分の最後には「十体」が掲出されてゐるが、これはその奥に「此十体歌多分略之」とあるやうに、「十体」からの抄出である。和歌十体は、諸本によつて十体名の配列の順序が異つてゐるが、師説自見集の十体と平松家本のそれとを比較すると、両者は十体名の文字づかひ（例へば「うるはしき体」だけは仮名書になつてゐる）や配列の順序が一致するばかりでなく、例歌の配列の順序もまた一致する。従つて師説自見集の十体は平松家本の系統、言ひ換へれば了俊相伝本のそれに拠つて、抄出[注一三]したものと考へて差支ないであらう。かくて師説自見集の内容と「相伝」との関係の緊密さは一層確かめられることゝなり、并せて了俊相伝本としての平松家本の信憑性もまた高められたといつてよい。

四　近代秀歌の原形

叙上で師説自見集と定家歌論書との関係や師説などについて一往考察は終つたのであるが、最後に、そこで保留しておいた「和歌秘々」（または「秘々抄」）の性質を明らかにしつゝ、近代秀歌の証本の問題を考へ、定家自筆本近代秀歌の原形にも説き及ばうと思ふ。

弁要抄に列挙された前掲の書目の中に「和歌秘々」とあるものは平松家本「秘々抄」がその目次では「和歌秘々」とよばれてゐることから推して近代秀歌をさすと見てよいが、しかしそれは平松家本の如き形態そのものをさすのであらうか。

平松家本秘々抄は、近代秀歌の現存諸形態の中、流布本、定家自筆本のいづれとも異り、ほゞそれらを合はせた形をもつてゐて、すでに知られてゐる吉沢博士本、久松博士本（いづれも未見であるが）と同系統のものと思はれる。即ち本文は、「和歌のみちあさきにてふかく」に始まり「他家の人々の説いさゝか替こと侍らじ」で終つて、次に、流布本に見える近代六歌仙の秀歌並びに、その奥の「此うちにみ山もそよに」から「心はをのづからみ侍りなむ」に至るまでの文言がつゞいてゐる。たゞし右の秀歌の部分について平松家本は、基俊の歌と俊成の歌とが順序入れ換はり、かつ俊頼歌中「とへかしな」の一首と俊成歌中「難波人」の一首とがなく、すべて井蛙抄所引の近代秀歌と一致するのは注目される。さてその次には自筆本近代秀歌にある六八首に一五首を補つた都合八三首の秀歌例が列挙されてをり、その奥に、自筆本ではじめに在る「或人歌はいかやうに」から「たゞおもふさまのひがごとにて侍べし」までの文言が附いてゐる。久松博士本にはこの下に、「定家判」とあつて次に「此一帖相伝申者也　了俊判」とある由（同博士「近代秀歌の原型について」「国語と国文学」昭二四・一〇）であるが、平松家本には「定家判」の文字がなく、たゞ「定家卿奥書如此」の注記があつて、次に前掲（前頁上欄参照）の如き了俊の奥書が記されてゐるのである。

この奥書によれば、彼はこの秘々抄に「少々相違事等」のあるのを知り、「以家本可書改也」と念を押してゐることになる。文中「為秀卿筆同奥書」の辺には誤写があるとも見えるが、それにしても恐らく為秀自筆本でかつ為秀自筆の奥書をも具へてゐたといふ意味に解して差支ないであらう（為秀自筆奥書のある例の定家自筆本のことであるまい）。とすれば了俊がいつの頃か為秀から相伝し九州まで所持してゐた為秀自筆本なるものは、確かにこの平松家本の形態とは違つてゐたといはなければならない。そしてすでに為秀自筆本の失はれた奥書執筆当時、彼が拠るべき証本と考へてゐた「家本」といふのは、多分冷泉家伝来の文書で、為秀自筆本の親本ともいふべきものをさしてゐるのではないかと思ふ。言ひ換へればこの秘々抄を前にして、彼がまさにあるべき真実の形と考へてゐたものは、嘗て彼がその眼で見た為秀自筆本並びに、これはあるいは未見とも想像される家本であつたといふことになる。さうとすればこの、近代秀歌の真実の形とはいかなるものであつたらうか。こゝで暫く対象を移して定家自筆本近代秀歌について考へたい。

この本は、為秀が自筆でそれが定家の真跡であることを証明し、かつ「尤可秘蔵」と記してゐる本である。そしてその次に、「此草子定家卿真筆也。歌以下少々被書落歟。若早案歟。若又依被書加被打置本歟。於奥書者為秀卿相伝也。尤証本也。正五位下貞世」といふ例の了俊自筆の識語をもつ。即ちこれによれば了俊は、明らかに

本書を不備のものと見てとつたのであるが、この場合彼の識つてゐた筈の近代秀歌の真実の形はいかなるものであつたらうか。もし「歌以下少々被書落歟」とか、「依被書加被打置本歟」などといふ文言を素直に受取るならば、真実の形とは、この自筆本附載の秀歌例の部分に関してよりよく充実した形を具へたものであつたと推定すべきであり、少くとも平松家本秘々抄の如きもの、言ひ換へれば自筆本の秀歌例の末に一五首を補ふばかりでなく、その前にもかなりの長さの文言や秀歌を補はなければならないやうな複雑した形態のものと考へない方が自然である。

以上二種の近代秀歌に附された了俊の奥書に従へば、彼は当時の定家自筆本の形態（それは恐らく現存の形態と同じであらう）も、また平松家本秘々抄の如き形態も、共にその真実の形ではないと考へてゐたといふことになるが、このそれぞれの場合において彼の考へてゐた真実の形とは、結局は同一のものをさすのではないかと思ふ。それは何故であらうか。

平松家本秘々抄の奥書で、了俊が「先年」とよんでゐる秘々抄相伝の年は厳密にはいつか分らないが、為秀の歿した応安五年六月以前であつたらうとは推定される。（また了俊が九州探題となつて下向したのは、その一年余前の応安四年二月に当ることを考へると、相伝の時期を遡つて下向以前の在洛期に求めることも、あるいは可能であらう。）一方、奥書執筆の応永八年十月は、彼が幕府の宥しを得、すでに官途に志を断つて藤沢から上洛したと思はれる頃で、あたかも晩年の、歌人としての活躍期の入口に当つてゐる。かれこれの隔りは少くとも三〇年に上るが、この三〇年間に関する限り、近代秀歌の真実の形と彼の考へてゐたのが為秀自筆相伝本、またその系統の家本であつたことは、奥書からみて確かであらう。

次に、定家自筆本の了後の奥書の書かれた年は暫くおくとして、この奥書の意味するところに従へば、彼が為秀自筆の証明をもつ定家自筆本を見て、その証本としての価値は認めながらもなほかつ不備と断ずることができたといふのは、よほど権威ある別の証本を識つてゐたためであるとしなければならない。しかし欠脱以前の定家自筆本（このことは後述する）をそれに擬することはできない。もし嘗てそれを一見してゐたとすれば、今更「書落」か、「早案」か、などとあれこれ臆測する筈もなかつたからである。かう考へる時、前述の為秀自筆相伝本は少くともそれに該当する一つであるといはなければならない。もし定家自筆本の奥書を書いた時期が前記三〇年間の中にあるとすれば、明らかに証本はこの相伝本をさすと言ひ切つてよい。しかし仮りに応永八年以後としても恐らくはこれ以上の証本を他に想定することはむつかしいのではなからうか。たゞ相伝本受領以前とすれば問題はあるが、しかしこの初期の頃に彼があの奥書の意味するやうな重大な体験を獲得してゐたとはやはり非常に考へにくいのではないかと思ふ。[注一四]

定家自筆本奥書の書かれた時期が不明なのではつきりとはいへないが、この奥書執筆当時なほ為秀自筆相伝本は座右にあつたかもしれない。あるいはすでに戦陣の間に失はれてたゞ彼の脳裏にのみ刻まれてゐたかもしれない。しかしいづれにせよ、彼は掌中の定家自筆本に為秀の奥書のあるのを確かめ、それ故為秀自筆相伝本と同様の、冷泉家伝承本としての信憑性をそこに認めたであらう。そして両本を比較した結果、それらは本文において一致しながら、秀歌例の末において若干歌数の具はらないのを定家自筆本の側に見出した

のであらう。両本の優劣は明らかである。そこで定家自筆本を書落または草案に属する未定稿と判定したのではないかと思ふ。（因みに彼がかう判定して欠損と見なさなかつたところを見ると、当時定家自筆本の保存の状態は必ずしも悪くはなかつたであらう。）

このやうにして、了俊の識つてゐた近代秀歌の真実の形態が為秀自筆相伝本であつたとすれば、それははたしていかなる形態をもつのであらうか。前にも述べたやうに、所詮現存定家自筆本の末に若干の秀歌例を増加した形のものと推定されるが、その俤を伝へるものはもとより現存の流布本でもなければ、また秘々抄の類でもなく実に陽明文庫蔵「和謌読様」でなければならない。

この写本は早く昭和一五年に堀部正二氏によつて紹介された（「兼好法師自撰家集攷」（「中世日本文学の書誌学的研究」所収）が、その後わりに注意されてゐないので、改めて要約することも無意味ではあるまいと思ふ。その奥書は堀部氏の掲出されてゐる通りで、はじめに定家自筆本と同じ為秀の識語があるが、了俊以下のそれを欠く。代りに延徳二年の勝仁親王の識語天正一九年の近衛信尹のそれ、最後に貞享二年の基熙自筆識語をもち、明らかに為秀以後了俊以前に写された定家自筆本の一転写本に発することが分る。

本文は簡単にいへば自筆本に秀歌例一四首を加へた形のものであるが、自筆本に比べると若干の誤写・欠脱[注一五]もあるので、右の秀歌例が秘々抄より一首（第二一番「しらつゆも時雨もいたく」の歌）少いのはこの本の誤写と見るべきで、やはり自筆本は本来八三首を具へてゐたと思はれる。了俊が見た時、それはすでに欠脱してゐたのである。為秀自筆相伝本はこの完全な定家自筆本に発してゐるであらうし、了俊が家本と称してゐるものもこの形を措いて外になかつた筈である。弁要抄にいふ和歌秘々も、従つてこの形のものをさすと考へられることはもはやいふまでもないであらう。

今日、定家自筆本や秘々抄をめぐつていくつか問題が出されてゐるが、自筆本そのものゝ原形に関しては、陽明文庫本がある以上疑問の余地はないと思ふ。秘々抄は自筆本と流布本とをほゞ合はせた形をもつてゐるが、それが了俊の所為でないことはすでに久松博士もいはれてゐる（前掲論文）し、平松家本秘々抄の奥書の語るところでもある。もとより定家自身の所為とは考へにくい。流布本と自筆本とは本文こそ共通であるが、後者は別の意図をもつて再編成された[注一六]ものと考へられるので、両者を合体させることはそもそも無意味といはなければならないからである。石田吉貞博士も後人の所為と推測されてゐる[注一七]が、ともかく応永八年当時、かうした写本は行はれてゐたのである。臆測が許されるなら、欠脱以前の自筆本と井蛙抄所引の如き流布本とを合はせた形をもつこの秘々抄は、冷泉・二条いづれの派の正統には属しない、しかし歌壇の消息にはかなり明るい位置にある者の作為ではなかつたかと思ふ。

本稿を草するに当り、天理本については中村幸彦氏・島居清氏から、上野本については伊地知鉄男氏から懇切な御示教にあづかつた。また池上禎造氏には御愛蔵本を閲覧させて頂いたが、各位に厚く御礼申上げたいと思ふ。（一九五八・三・三一）

注

一　（四〇頁上）「定家仮託書の批判」（国語国文・昭二八・一〇）参照

二　（四二頁上）この未勘一六条は、正徹の源氏一滴集（未刊国文古註釈大系第一一）巻末の「青表紙本　条々　定家本」

とある一六条に一致する。しかしその本文と「光源氏巻々注」の本文との間には説の著しい照応は見出されない。（正徹が了俊に源氏講釈を受けたことは「なぐさめ草」に見える。）

三　（四二頁上）　池田亀鑑博士「珊瑚秘抄とその学術的価値」其他（「源氏物語に関する論考」所収）、重松信弘氏「源氏物語研究史」参照

四　（四二頁下）　橘豊文は京の高松大神宮（旧地に現存）神主で正徹の歌友である（流布本草根集）。

五　（四三頁上）　師説自見集の「由緒言」の前にある「心なぐさ」から「とをゝ」までの七語は八雲御抄では「世俗言」のはじめにあるもので、師説自見集のこの段の冒頭「たゆたふ」以下と前後して置かれるべきものである。

六　（四三頁下）　一致しないものは、(イ)順序の入れ換はる場合二個所、(ロ)夫木抄では他巻にある歌一首、(ハ)夫木抄に見えない歌二首である。これは続類従本の誤写による異同とも思はれるが、六帖本と対校して訂正しうるものは(イ)の一個所のみ。逆にまた流布本夫木抄（国書刊行会本）に誤写があるとも思はれるが、池上禎造氏歳夫木抄と対校して訂正しうる個所は見出されない。

七　（四五頁上）　濱口博章氏「夫木和歌抄成立考」（国語国文・昭二五・一二）参照

八　（四五頁上）　藤原長清は遠江の人、勝田または勝間田氏を称するが、遠江は了俊の領国であり、九州で討死した幕下の駿河・遠江の諸氏の中には勝間田氏もあった（今川家譜）ことはこの場合無意味でもあるまい。また「夫木抜書」奥書に「近年二条太閤良基公旨承坂周阿法師一本写上洛也」とあるといふ（岡田希雄氏「夫木和歌抄私見」（国語国文学の研究・昭三・一一）。周阿はもとより了俊の連歌の師で、彼の九州在任中、良基より知連抄を預って下向した因縁もあるし、東国に下った事実もある（「初心求詠集」所収発句の詞書）ので、この夫木抜書の記事も興味深い。

九　（四六頁上）　了俊日記「定家卿のかゝれたる秘抄の中に歌言にあらずといふ共、初たる言成とも、きゝよく詠つゞけて侍らば可詠也」とあるのは、言塵集第一の奥書にも「定家卿口伝」として同様の言葉が見え、二言抄の冒頭近くにも先達の仰せとして見える。これは詠歌一体「歌の詞事」に拠ると思はれる。なほ詠歌一体が冷泉家伝来の秘抄であったことは了俊歌学書に見えてゐる。

一〇　（四六頁下）　この平松家本所収の詠歌大概は全文平仮名に和らげられ、かつ「秀歌体大略」を附載しない点に特色がある。

一一　（四六頁下）　この「尊明」は言塵集第一の奥書に見える「尊命丸」と同じであらう。刊本其他には「尊命丸」の傍に「小田正清事」とあるが、とすればこの平松家本の奥書の第二に「正清相伝」とある人物は即ち尊明のことになる。静嘉堂文庫蔵言塵集には「小田正清事」の上に「小田正徹也」とあり、顕伝明名録巻八にも「正清　正徹元名」とある。平松家本の奥書第三に「正広」とあるのは多分正徹弟子の正広であらう。正徹は十四・五の児の頃了俊と一座してゐた（徹書記物語）が、応永十二年は二五才になってゐるので「丸」も

いかゞであらう。正徹の幼名は信清といはれてゐるが、とにかく尊明(命)・正清即ち正徹といふのは疑問としたい。言塵集はこの平松家本が尊明に送られた翌年五月に同人に与へられた著作であることは注意すべく、内容的に見ても平松家本に含まれる「文字仕」はそのまゝ言塵集第三「和字文字仕の事」の全部に該当する。なほ了俊の年令の考証、その資料となるべき彼の著作奥書のことは、荒木尚氏「今川了俊覚書」(法文論叢第八号)、伊地知鉄男氏「今川了俊歌学書と研究」(未刊国文資料)解題に詳しく、参照していただきたい。

一二　(四六頁下)　藤為基は公卿補任によれば俊言の弟。了俊歌学書、六帖本師説自見集巻二によれば為兼の養子である。前者には法名立誓、後者には玄誓とあるが、弁要抄に玄誓の名も見えるので玄誓が正しいであらう(尊卑分脈は玄哲)。なほ弁要抄で必読書に数へられ、了俊歌学書に冷泉家伝来書とされてゐる「古来風体抄」も、元禄三年板の系統の外はその多くが正中二年の為基の奥書をもつことは注目される。

一三　(四七頁下)　師説自見集の十体の例歌は、三首乃至五首の抄出であるが、平松家本のそれは、幽玄体・事可然体が九首づつである外は各体十首づつである。

一四　(四九頁下)　定家自筆本の了俊自筆識語には「正五位下」とあるが、これは貞治六年三月の新玉津島社歌合における位階と同じである。従って一往九州下向以前の在洛期にまで遡らせることができるわけであるが、以後はいつまで下るのか分らない。尊卑分脈にも「正五位下」とあるのによればこれは最後までの位階だったかも知れない(顕伝明名録、類聚名物考に正四位下とあるのは何によったのか)。しかし自筆識語を見ると、了俊は定家自筆本を直接為秀から受けたとはどうしてもみえない。かつ愚管記(刊本)応安四・九・二一条に「冷泉前中納言為秀卿来。(中略)凡文書相伝之様、俊成定家為家三代之間自筆抄物詠歌日記等悉所持之由種々談之」とあるのによれば、為秀は生前みだりにかゝる自筆本を手放したとは考へにくいし、また同記応安五・六・一一条に「冷泉前中納言為秀卿他界云々。後聞子息為邦朝臣去年不慮出家幼少之孫子可為相続之体云々。於文書者佐々木治部少輔高秀預云々。是為無紛失云々。高秀者彼卿門弟之随一也」とあるのを見ても、いかに伝来の文書の散佚を恐れたかが分る。かう考へると了俊が定家自筆本を手にし、識語を加へるに至ったのは、為秀歿後のことゝしなくては納得しにくいやうに思ふ。その歿後冷泉家の文書の散佚した形跡のあることは堀部正二氏「定家自筆本土左日記流伝小史」(「中古日本文学の研究」所収)に語られてゐる。

一五　(五〇頁上)　陽明文庫本の欠脱の中、大きなものは、「すゑのよのいやしきすがたを」の次から「いさゝかかへて」の前までの部分である。

一六　(五〇頁下)　拙稿「妖艶—近代秀歌について—」(国語国文・昭二一・一一)参照

一七　(五〇頁下)　石田吉貞博士「藤原定家の研究」第三編「近代秀歌」参照

—大阪大学　助教授—